

会 議 録

会 議 名	小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会		
事 務 局	小金井市教育委員会指導室		
開 催 日 時	令和6年1月22日（月）午後2時00分から午後4時00分まで		
開 催 場 所	小金井市役所第二庁舎801会議室		
出 席 委 員	小林委員長、坂井副委員長、今城委員、梅山委員、浅香委員		
事 務 局	加藤指導室長、向井指導主事、沢田指導係主任		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	0名
会 議 次 第	1 教育委員会あいさつ 2 事務局からの説明 3 協議等 4 事務連絡 5 その他 配付資料 ・次第 ・小金井市いじめ防止基本方針 改定案 ・小金井市いじめ防止基本方針 改定案 新旧対照表 ・小金井市立小・中学校におけるいじめ対応の流れ【例】		

- 向井指導主事 開始時刻になりましたので、進行は小林委員長にお願いします。
小林委員長、お願いいたします。
- 小林委員長 よろしく申し上げます。
ただいまから、令和5年度第2回小金井市教育委員会いじめ問題
対策委員会を開会します。次第に沿って進めてまいります。
まず最初に、教育委員会あいさつ、加藤指導室長、お願いいたしま
す。
- 加藤指導室長 本来であれば、大熊教育長より御挨拶申し上げるところですが、
あいにく公務のため参加ができませんでしたので、私のほうから
御挨拶させていただきます。
委員の皆様におかれましては、御多用の中、お集まりいただきま
してありがとうございます。
本日は、前回に引き続き小金井市いじめ防止基本方針の改定に向
けて御協議をいただきます。前回、私は出張で本会を中座させてい
ただきました。会の終盤のほうで教育長から子供のエンパワーメン
トに関することと、それから、家庭や地域の関わりといったような
ことが意見として出されたというふうに、その後、聞いております。
いじめ防止において、学校や教育委員会が取り組むというのは当
然のことではありますけれども、家庭や地域の身近な大人、そして
子供たち自身がどのように関わっていくべきかということを考える
ことは基本方針の改定において重要な視点であると私自身も思
います。ぜひその点も含めて活発な御協議をいただけると幸いです
ございます。
では、本日もどうぞよろしくお願いいたします。
- 小林委員長 次に、事務局からの説明になります。次第には4点記載されてい
ます。
まず1点目、「小金井市いじめ防止基本方針」改定に向けた今後の
予定についてです。
事務局からの説明をお願いいたします。

加藤指導室長 令和6年度においていじめ防止基本方針改定に向けた今後の予定について説明をいたします。

詳細につきましては担当指導主事より説明いたします。

向井指導主事 担当指導主事です。

基本方針改定に向けた今後の予定について、あくまで現時点での見通しを説明させていただきます。

まず、基本方針改定の内容次第で、パブリックコメントを実施するか否か、市のルールに照らして、事務局において検討させていただきます。令和6年度には、定例教育委員会や校長会において基本方針改定を実施することを報告します。

その後、定例教育委員会での議決を行い、令和6年度中の改定・施行を目指します。

説明は以上となります。

小林委員長 ありがとうございました。

委員の皆様から、今後の方針ということも含めてですけれども、御質問等はございますでしょうか。これについて、以上でよろしいでしょうか。

次に2点目です。小金井市いじめ防止基本方針の改定案についてです。

事務局からの説明をお願いいたします。

加藤指導室長 前回の委員会において御協議いただいたことを基にしまして、基本方針の改定案を修正いたしました。詳細につきましては、担当指導主事より説明をいたします。

向井指導主事 担当指導主事です。

基本方針の改定案について説明いたします。A4判新旧対照表の資料を御参照ください。

まず、1ページから2ページの1、基本方針策定の意義について、前回の協議において御意見があった、子ども自身の力でもできることがあるということを伝えるために、「子どもと共に」という一文を加えました。

また、いじめ問題についてより多くの大人が関わり、責務を果た

していくために、「地域住民」を「市民」という表現に改めました。この点は、9ページの6（3）オ、啓発活動の、啓発活動を行う対象の地域住民も同様に「市民」といたしました。

次に、3ページ、4（1）いじめを生まない、許さない学校づくりで、いじめを生まない学校の前提として、子どもたち自身が意見を持ち、表明できることが尊重される学校であるべきという御意見をいただきましたので、「児童等が意見を持ち、表明でき、尊重できる学校を目指す」という一文を加えました。

次に、前回の協議の中で、「保護者」と「家庭」という表現が議論となりました。「家庭」と「保護者」を使い分けるということで、広い意味での役割として捉えるときは「家庭」とし、具体的な役割として捉えるときは「保護者」といたしました。

例えば4ページの4（4）では、両親だけでなく、祖父母や兄弟も含めるという意味で「家庭」といたしました。

その下のア、地域社会総掛かりで取り組むでは、1段目は広い役割としての「家庭」と捉え、2段落目は具体的な責務ということで「保護者」といたしました。

同様に9ページの6（3）エ及びオでは、啓発の対象として、広い役割として「家庭」といたしました。

なお、6ページにある5（3）ウ、早期対応の（カ）、（ク）、（ケ）のように、具体的な役割として示されているものは「保護者」のままとしてあります。

次に、8ページ、6（2）小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底では、前回の協議の中で、周知の範囲に関する御意見をいただきましたので、「児童等、家庭及び市民」と対象を記載いたしました。

最後に、8ページ、6（3）イ、関係機関との情報共有や連携の「子ども家庭支援センター」について、令和6年4月より名称の変更が行われることに伴い、「こども家庭センター」に修正いたしました。

説明は以上となります。

小林委員長

それでは、改定案について修正部分に関する協議をしたいと思います。

ページもあちこちにわたりますので追いかけるのが大変だった

と思いますけれども、まずは最初の部分です。「子どもと共に」と入れたという、基本方針策定の意義ということで、多分このことは、今日の次第の4番目が家庭、市民の役割についてというあたりのところで、この意義が、いろいろ書き換えるならばそこだろうという気がしますので、ここは1か所だけ提案があったということです。

それから、3ページの、いじめを生まない、許さない学校づくりでは、「いじめは絶対許されないことを自覚するように促し、児童等が意見をもち、表明でき、尊重できる学校を目指す」という形の、非常に具体的な姿が浮かび上がってきているかなと思います。こういうことです。

そして、「保護者」か「家庭」かというのが、多岐にわたって追いかけるのが大変だったんですが、方針としては「保護者」と「家庭」はこのような形で使い分けをいたしましたという報告であったと。

それから、書き換えていませんというものもありましたので、下線がなくてもそういうところがありますので、そういう御指摘もあったと思います。

そして最後に、いわゆる子家センと言っていますけれども、「子ども家庭支援センター」が「こども家庭センター」への改称に伴って、これは名称の改称ですから、これはこのとおりなんだろうと思いますけれども、何かございますか。

坂井副委員長 ありがとうございます。坂井です。

前回の委員会での議論内容を含んでいただいた改定案だと思っているんですけども、3ページ目の「いじめは絶対許されないことを自覚するように促し、児童等が意見をもち」、児童等が「表明でき」、その次ですが、「尊重される学校」というふうにするほうがすっとくるような気がする。児童等が意見を持つ、それを表明できる、そしてその意見が尊重される学校なので、「される」のほうがいいかなと思うので、御提案をします。

小林委員長 ありがとうございます。
いかがでしょうか。

梅山委員 よいと思います。

小林委員長　　よろしいでしょうか。では、「できる」ではなくて、「される」。ちょっと思ったのは、「互いに」というのもあるのかなと思ったんですけども、「互いに尊重できる」という、そういうのもあるのかなと思ったんですが、「児童等」が何を指すかですよね。「児童が互いに」でも、先生や保護者も含めてなんでしょうか。

「される」でよろしいですかね。「互いに尊重される」……。

坂井副委員長　「互いに」の主体は児童生徒……。

小林委員長　　児童等ですよ。児童と児童もあるし、児童と学校という見方もあるし、ほかもあれば、家庭や保護者という意味合いも出てくるかなという……。

今城委員　　よく使うのは「し合える」ですね。協力し合うとか、話し合うとか、例えば「尊重し合える」とかというのはよく使いますよね。

坂井副委員長　「尊重し合う」ですか。「互いに」と入れるのであれば、「尊重し合う」とか。

小林委員長　　「互いに」はなくてもいいですよ。

坂井副委員長　「児童等が意見をもち、表明でき」……。

小林委員長　　「互いに」があったほうがいいか。

坂井副委員長　「互いに尊重し合える」みたいな。「し合う」。

小林委員長　　「し合える」、いかがでしょうか。

浅香委員　　「互い」というと何か二者間というイメージがあるんですけども、それぞれがみたいな、個々がみたいな形に取れるといいかなと。

小林委員長　　先生も大人も尊重される必要があるよね。

今城委員 この主語は「児童等」ですよ。つまり児童等というのは児童生徒ということになっていますから、児童等、児童生徒が、3つが並列されていますけれども、最後は「互いに」ですよ、児童同士、生徒同士が互いにというのであれば「互いに」なのかなと私は感じます。

坂井副委員長 この上の概念、学校づくり……。

小林委員長 主には児童なんでしょうけれどもね、このつくりが。

坂井副委員長 そうすると、シンプルに「児童等」という、その一人が意見を持つ、それを表明できる、その表明した意見が尊重されるというほうがシンプルかなというふうには思います。

小林委員長 そもそもの意見ですかね、ちょっとそこが分からなく……。

坂井副委員長 「尊重」は「意見」でなくて、違うんですか。

小林委員長 「意見」でいいんですね。

加藤指導室長 「表明でき」も、意見を表明だから。

坂井副委員長 表明した意見をという、何か連投みたいな感じになっているんですよ。

加藤指導室長 その意見も尊重することかなというふうにイメージしております。

坂井副委員長 なので、主体をまず確定した上で、その主体を前提にどういう言葉にしますかね。

小林委員長 意見をもち、その意見を表明でき、その意見が「尊重される」なら「が」でしょうし、「に」だったら「尊重される」でしょうし。

坂井副委員長 主体をまずどこに持っていきますか、意見をもって表明する、その主体を。

梅山委員 目指すのは学校なんですよ。ということは「尊重する」か。

小林委員長 「される」か。

梅山委員 「される」か。「表明でき、尊重する学校」ではないのか。「児童等が意見をもち、表明でき、それを尊重する学校」、学校が目指すんですよ。児童が目指す……。

坂井副委員長 アも主語がないけれども、「学校は」というのが括弧して入っているんですよ。「学校は」と括弧して入っていて。

浅香委員 「学校は」の主語はどこから。

坂井副委員長 「学校は」の主語は、見えないところ。見えないというか……。

浅香委員 「尊重できる学校を目指す」。

坂井副委員長 明記されていない。

小林委員長 学校づくりという……。

浅香委員 「児童等が」という主語が2つもあるんですけども。どこかで主語が入れ替わっちゃった。

梅山委員 「通じて、児童等が」、本当だ。

坂井副委員長 「促し」……。

小林委員長 そうですね。主語が2つ。「児童等が」、「自覚するように促し」……。

浅香委員 「、児童等が、」の点がおかしいんじゃないですか、最初の。「はじめは許されないことを自覚するように」、「促す」のが「学校」。

坂井副委員長 促すのは学校ですよ。

浅香委員 「学校」がやっぱり隠れているんですね。

坂井副委員長 冒頭に「学校は」と隠れていて、「促す」を付け足したから、そう考えると、「学校は児童が意見をもち、表明でき、尊重される」、「する」という感じの痕跡だったんだという。

梅山委員 そうなんですよ。「する」、「される学校」……。

浅香委員 「学校は」と主語を入れちゃ駄目なんですか。

坂井副委員長 何か入っていないですよ。入っているところと入っていないところがあるので、別に読みやすさであれば入れてもいいのかなと思うんですけども。

浅香委員 「学校は、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚できるように促し、児童等が意見をもち、表明でき、尊重できる学校を目指す」、全然関係ない。

坂井副委員長 そうだとしても、冒頭に「学校が」を入れたほうが、全部「学校は」が主語で、何をするかというのは一個一個細切れで出てきますから、分かりやすいといえば分かりやすいです。

これは一文にしないとイケなくもないんですかね。「促す」で切っちゃって、「また」みたいな感じでやったほうが。

浅香委員 「さらに」みたいな。

坂井副委員長 「促す。加えて」、「さらに」でいいですけども。

浅香委員 切ったほうが読みやすいし、分かりやすいですよ。

坂井副委員長 そうですね。付け足したほうが。なので、そうなのかもしれないですね。

浅香委員 「促す」で一回切って。

坂井副委員長 末尾が「学校を目指す」となっているから、主語は「学校」であることは明らかというふうに考えると、「児童等が意見をもって、意見を表明できて、意見が尊重される学校を目指す」となると、シンプルでいいのかなと私は思います。

浅香委員 一回切って接続詞を入れる。

小林委員長 「促す」で一度切って。

坂井副委員長 接続詞は何が適当ですか。

小林委員長 「それによって」なのか。

坂井副委員長 「通じて」までが……。

小林委員長 自覚をするように促すのが大きな目的で、「そのために」なんですよ、これ。

坂井副委員長 「そのため」としましょうか。

小林委員長 「そのため」という気もするんですよ。

浅香委員 「自覚するため」……。

坂井副委員長 「を通じて」というの……。

小林委員長 「自覚するように促す」ということは何をすることかというのは書いてある気がするんですけども。

坂井副委員長 そうだとすると、一回切って、やっぱり「そのため」のほうが解釈として分かりやすくなるような気がします。

浅香委員 誤解が減りそうな気がします。

- 坂井副委員長 並列よりいいかもしれないですね。
- 浅香委員 これ、てっきり並列だと思って、私、前は読んでいたんですけども、帰着点は自覚をしてもらうということなんですね。
- 小林委員長 そうです。
- 坂井副委員長 そうです。いじめは許されないという。
- 浅香委員 そうしたら、「そのためには」という。
- 坂井副委員長 そのほうが分かりやすいかな。
- 小林委員長 いかがですか。
- 梅山委員 「促す」という言葉が気になるんですけども。これ、例えば、日本語があればですけども、「児童等がいじめについて深く考え理解するための取組として、」で点が入って、「道徳の時間、児童会・生徒会等による主体的な取組などを通じて、児童等が、いじめは許されないことを自覚するように支援する」だったら駄目ですか。「促す」というのはすごく、子供が主体と言いながら。
- 小林委員長 先生が訓話を述べているイメージになっちゃうよね、何となく。
- 梅山委員 そうなんです。
- 浅香委員 「気づいてもらう」みたいな感じの意味がいいですよ。「指導する」とかそういうのじゃ駄目。
- 梅山委員 そうですよ。「支援する」が、私、しっくりくるんですけども、「支援する。そのため、児童等が意見をもち、表明でき、尊重できる学校を」……。
- 坂井副委員長 確かに「支援」のほうが主体は子供というのは明確になりそうで

すよね。

今城委員 「道徳の時間」とか、「児童会・生徒会」という、児童生徒の主体的な取組に対して、学校は、教師は支援するというのはそこにもう入っていますよね。そこで、だから教師は児童生徒に対しての支援活動を行うんだと。それによって、「児童等が、いじめは許されないということが自覚」、簡単に言っちゃえば「自覚できるようにする」とかになりますかね。

浅香委員 「促す」を抜かしちゃえばいい。

梅山委員 そうですね。

小林委員長 今、どなたか、「そのために」は上に行くんですよね。「そのために」とすると。前に具体的な学校の教育活動の方法論をやって、それでお互いの意見があって、そういう感じなんですよね。

梅山委員 そうですね。

小林委員長 その前に、「自覚するように」と、目的がそこに入ってくると、なんとなく落ち着きが悪い感じがする……。

坂井副委員長 順番を入れ替えるというのはどうでしょうか。例えば児童等が深く理解する云々かんぬん、「児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が意見をもち、表明でき、尊重される学校を目指し、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するようにする」みたいな感じにすると、具体的な施策、目的、また何となく抽象というのではなくて、具体的な施策の上に持ってきて、最後に達成ということに……。

小林委員長 何を指すのが……。

坂井副委員長 となるのかなと。

小林委員長 そのほうがきれいな気がしますね。

坂井副委員長 確かにそうですね。

小林委員長 それがいいような気がします。
ほか、大丈夫ですか。どうぞ。

加藤指導室長 ずれていたら申し訳ないんですが、非常に難しいなと思いつつながら、ただ、私自身が思っていたのは、先ほど冒頭にもお話ししたように、子どもたちのエンパワーメントという話があって、前回、教育長が作文を皆様に提示させていただいたかと思っています。あれは具体的に子どもたちがいじめの場面に遭遇したりしたときに、自分の意見を表明したりとか、そもそも意見を表明するために自分は考えを持っていて、それは違うんじゃないかみたいなのとか、そういうようなことを子ども自身がやっていくことが必要じゃないかという作文だったように記憶してまして、私のイメージでは、いじめは絶対許されないことを自覚するのはまず一つなんだけれども、その先に自分の意見として、きちんと相手に対して表明していくと。それぞれが出し合う表明した意見を互いに尊重し合うとか、受け入れ合うというような、そういうことが必要だというイメージでした。

なので、順序性としては、私たちの中では自覚の後に実際の行動がきているようなイメージではあったんですが、そういうことが展開される学校をつくろうというイメージでございました。

坂井副委員長 これを通じて、まずというか、一つはいじめは絶対に許されないんだという自覚をさせる。それと、もう一個、意思表示の点という並列のイメージ。

加藤指導室長 どちらかという、今までの学校もいじめは絶対許されないという自覚づくりとか、そういう点は、ここに記載されているようなことを通して取り組んできているんだと思うんですが、ただ、子どもたち自身はなかなか自分の意見を、いろいろ目にしても表明したりすることはあまりなく、どちらかという、これからはもっと必要なのは、今回加えたというか、下線部分を、さらにやっていかなければいけないというイメージを持って、私自身としてはそんなイメージでした。

今城委員 考え方としては、さっきの、生徒会等による児童生徒の主体的な取組への支援をする、これは学校の役割ですよ。それを通じて、付け足された、そういう支援があるから、児童等が意見をもって、意見を表明して、「尊重」がどこにつながるかはまた別として、そういう学校が構築されるんだというふうになれば、「支援などを通じて、児童等が意見をもち」と、さっきおっしゃったようなつながりでも悪くはないのかなと私は思います。

それが総括として、最終的には「いじめは絶対許されないことを自覚する」ことにつながるわけですよ。だから、「自覚すること」が最後のまとめになるのかなというようなイメージを、今聞いていて思いましたが、おかしいですね、これ。

一番最後の、ここへ付け足した文章というのは、児童等がまず自分の意見をしっかり持つということが大切です。一つは。自分の意見を持って、そしてそれを必ず表現すると。つまり、意見を表明でき、その表明した意見を尊重できる学校ですよ。そういう意味では、互いに尊重し合えるということなのかな、「意見を互いに尊重し合える学校」、「によって、いじめは絶対許されないことを自覚させる」でつながるかなというイメージを持ちました。

坂井副委員長 順番入替え案ですかね。

今城委員 今のは。

坂井副委員長 でも、順番を入れ替えると、先ほどの加藤室長の想定とは少しずれる感じになりますか。

加藤指導室長 加藤です。

今、今城委員のお話を伺っていて、それも特段、流れとしては私がイメージするものとあまり変わらないんだなというふうに感じたところはございます。

小林委員長 考えていたのが、先ほどの「促す」からの、「いじめは絶対許されないことを自覚する」、「子どもが」ですよ、「することを」、先ほど言われたことで、今までこれをやっていたんですよ。より必要な

のはというのだとすると、例えばこういう表現というのものもあるのかなと思ったのは、「絶対許されなことを自覚することをより確かなものにするために」という、今までに加えてという意味をつけるならば、そんなものが入ってきてもいいのかなと思っています。

この中で、僕自身、最初から違和感があるんですけども、「絶対許されなことを自覚するように促す」というのは。「自覚」が「より確かなもののために」、しかも「意見をもち」、云々かんぬんが、「学校を目指さなきゃいけないよ」というのが書かれていてもいいのかなと。これは、順番は「尊重」でもどっちでも使えるかもしれないなと思っているんですけども。

加藤指導室長 そちら辺で、もう一回作文をしてみてということではいかがでしょうか。

小林委員長 よろしいでしょうか。

坂井副委員長 お願いします。

加藤指導室長 いろいろ御意見が出たので、やってみないと、またイメージがとれますので。

小林委員長 文字化してみて、また2案出していただいて、どちらでしょうということもあると思います。

加藤指導室長 ありがとうございます。

小林委員長 ありがとう。
それ以外の「保護者」、「家庭」というところでしょうか。文言ですけれども、「保護者」と「家庭」がどう違うのかに答える形で書いてありますけれども、あと「市民」もありましたね。9ページですね。「地域住民」を「市民」という表現に改めたところがあります。

坂井副委員長 「地域住民」は全部「市民」という言葉に改めたんですけど。

向井指導主事 そうなります。見落としはないようにしたんですけども。

坂井副委員長 ありがとうございます。そういう理解でいいですよ。

梅山委員 梅山です。

5ページの(3)ア、未然防止の(オ)の啓発活動のところなんですけれども、責務になると「保護者」に狭めたほうがいいように思うんですけれども、啓発活動の対象であるのであれば、ここは広げて、祖父母等を含めた「家庭」でよいのではないかと考えました。

向井指導主事 ありがとうございます。

実はこの部分の「保護者」、下線部が残っている、ここを「家庭」にするか「保護者」にするかで、ちょっと検討で悩んだところでありまして、実はここは、5、学校における取組というところになっております。学校の取組ということなので、より「保護者」というふうに限定したほうがいいのではというようなことも考えて、先ほどのほうで変えた「家庭」というのは、これは市教育委員会の取組ということで、ちょっとそこで差をつけていたというところがありますが、当然、御意見として「家庭」としたほうがいいかもしれないというところもありますので、そこも含めて御意見をいただければと思って、そういうふうな意図でここは変えてはいなかったということでもあります。

梅山委員 ありがとうございます。

向井指導主事 学校にそこまで広く求めると、それはそれで、大変という言い方はあれかもしれないんですけれども。

今城委員 今城です。

今のところなんですけれども、私は「保護者」でもいいかなと思いはするんですけども、今、梅山委員がおっしゃったように、学校の啓発活動としての、ここに出てくる「家庭訪問、学校通信」等々という、家庭との緊密な連携を図るということで、「児童等及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動」となると、今言った「通信」とか、あとは学校公開、道徳授業地区公開講座というのが

想定できるのかなと思うんですけども、そうすると、対象者というのは保護者には限定されていないのかなと、学校としての啓発活動は、例えば今言った道徳授業地区公開講座は保護者対象じゃないですから、つまり家庭対象ですよ。つまり生計を一にしていなくても、おじいちゃん、おばあちゃんとか、今かなり参加されますよね。特におじいちゃん、おばあちゃんの参加というのは最近とても大きな傾向で、保護者は来られない代わりに、おじいちゃん、おばあちゃんが授業を見に来るとか、道徳授業地区公開講座に来るということをイメージするのであれば、ここは「家庭」でもいいのかなというふうに私は思います。

梅山委員 ありがとうございます。
今のを伺って、私、さらに「家庭」がよいのではないかと思います。

小林委員長 どこかに定義的みたいなものは書いていないですよ。

向井指導主事 はい。そういうリストとしては書いていないです。

小林委員長 いないですよ。

向井指導主事 先ほどの定義の話ですけども、前回もちよっと話にあったんですが、小金井市いじめ防止対策推進条例においては、保護者は親権を行うものというふうな定義は、そちらのほうではされております。ですので、これにのっとしてというと、ちよっといかがかもしれないんですけども、より具体的なものとしての「保護者」、具体的な対応をするところの「保護者」というのは、そこでちよっと分けているところがあるという感じではあります。

小林委員長 教育委員会の啓発活動では、「家庭」及び「保護者」、学校が行っているものは「家庭」、啓発活動、教育委員会もですよ。考えれば考えるほど分からなくなっちゃう。でも、「家庭」でいいのかな。

坂井副委員長 先ほど向井さんが「保護者」か「家庭」か迷われて、結局「保護者」を選択した理由は何でしたっけ。

向井指導主事 一つは、まず、学校における取組が書いてあるところでありますので、項目として、5の。なので、学校としては直接やっているのは保護者ということなのでということで、ここに入れていたというのが一つあります。

ただ、「家庭」か「保護者」かというのは当然悩んだというか、こちらでも検討したところではあります。

坂井副委員長 ありがとうございます。

そうすると、「保護者」と限定しなければならない積極的な理由というものは特にない感じですかね。そうであれば、いじめ未然防止の取組なので、限定しなくていいのであれば、「家庭」としていいのかなと思いました。

小林委員長 そうですね。それがあれなところは「家庭」という感じでいいですかねということなんです。教育委員会のほうは、児童等、家庭及び市民への啓発活動ですので、きちんと領域が、市民は教育委員会で、両方というふうにうたえますよね。学校はあっち側、教育委員会はこっち側ですよと言っている感じもしますよね。「保護者」のほうがイメージ的には範囲が狭い感じがあるから、学校は家庭の中ということからすると、そこはちゃんと仕分けしていますよというふうにも見えるという。取りあえず、「家庭」にしておいてよろしいですか。

今城委員 今のことで、9ページの真ん中の、いじめ防止等に関する取組のオ、啓発活動と、ここにもう一回出てくるんですよ。ここは「家庭」に直りましたよね。となれば、整合性を保つのであれば、今の5ページのほうも「家庭」のほうが先になるかなと思います。

小林委員長 ということでよろしいですか。「家庭」ということで。

ほか、ありますでしょうか。「保護者」、「家庭」。

全部よろしいでしょうか、3点目。4点目が全文でということなので、確認を取りたいと思いますので、3点目については終わります。

縦型の資料ですね。いじめ対応の流れで【例】ですけれども、事

務局からの説明をお願いいたします。

加藤指導室長 前回御協議いただいたことを基に、いじめ対応の流れを作成して
ございます。

詳細につきましては、担当指導主事より説明をいたします。

向井指導主事 担当指導主事です。

それでは、いじめ対応の流れについて説明いたします。お配りし
た資料を御確認ください。

前回の協議の中で、早期対応の事実確認・情報収集のところに「い
じめを理由として相当の期間学校を欠席した場合」とありましたが、
そこに「重大事態」と明示したほうがよいという御意見をいただき
ました。重大事態に当たる「生命、心身又は財産に重大な被害が生
じた疑いがあると認める場合」を加え、表のような表現といたしま
した。

また、方針決定の欄に「保護者への報告」を入れるとよいという
御意見をいただきましたので、一文を加えました。

説明は以上となります。

小林委員長 前回のことを受けてということになりますけれども、協議をした
いと思います。御意見、確認などはございますでしょうか。

梅山委員 梅山です。

細かくてすみません。

書き方だけの問題なんですけれども、(1) がすごく気になって、
前の場合、相当期間欠席した場合も含むということが分かっている
ので間違いのないところを理解しているんですけれども、例
えば相当期間欠席した場合ではなくて、生命のほうだけが重大事態
なんだという理解がなされないかどうかということが気になっ
たので、例えばこれを逆転させて、「重大事態の速やかな対応（いじ
めを理由として相当の期間学校欠席した場合や生命、心身又は財産
に重大な被害が生じた疑いがある場合）」にしてはいかがかなと思
いました。

小林委員長 別に感想ですから、別にこれに文句があるわけじゃ全然ないんで

すけれども、「毅然とした態度による」というのは、これも違和感があるんです。違和感があるんですというのは、クレーマー対応が毅然とした態度が必要ですと。それは笑ってするものですと。にっこり笑ってやるものですと。駄目なものは駄目なんですというほうが本当に駄目だという、それは無理ですわというのは、それを気色ばんで言っちゃうとどんどん事態が悪化していくんだよというような、これは大人のクレーマーの話ですけれども。いいんですけれども、こういう……。だから、どちらかという、教員研修とかで伝えたらいいことかもしれませんけれども、気色ばんじゃいけないという。毅然とした態度を取っちゃ絶対駄目だと、気色ばんでいると雰囲気が出ちゃうと思うので。これがないと、ほかの言いようがないんですよ、実は、考えて。ほかの言いようがないんですけれども、もっといい言い方はないかなと。

反省も難しくて、今思い返して、あのときああしたのはこういうわけだったというステップと、それを今の時点で振り返ってどう見えるのかという、2つの部分を重ね合わせての反省なんですよ。それをやらないと、普通、家庭裁判所の調査官の研修はとでも、事件のことを振り返ってどうだったかだけを追って終わっちゃう。そうしていた自分を今振り返ってどうだったかがないと次へつながっていかないという。ですから、そういう意外と言葉が持っているもので、それは書き込めないんですけれども、本当のところを伝えてほしいなという感じはします。実際に直接関わる先生方が発見することが多いでしょう。だから、それは次になるんでしょうけれども、いじめを見ていただけではなくて、いじめを出してしまった子が、もちろん自分の問題としてという。自分の問題でなくなっちゃうんですよね。あのときは魔が差してと言っちゃうと。いいんです。何の文句もないんですけれども。

いかがでしょうか。

今城委員

今城です。事務局のほうに1つ質問があるんですけれども、表の中の一番下の星印、学校いじめ対策委員会が定めた共通書式というのがあるんですが、これは学校によって違うんですか。学校がみんなそれぞれ定めているんですよね。それとも共通書式なんですか、というところで、別に中身に関わることじゃないので、ちょっと疑問に思ったのが、共通書式というのはどの共通書式なのかというと

ころなんです。

向井指導主事 指導主事です。

基本的には、こちらのほうで、こういう書式でつくってくださいというものを、きっちりまだ現時点では定めているわけではないので、その学校が今までの、やり方でやってきた書式ということになってくるかと思うんですが、確かに御意見の中で、ある程度の共通性はあったほうがいいのかもしいかなというところはあるんですけども、また検討させていただけると。

今城委員 学校内の共通書式ですよ。あの先生はこの書式、この先生はこの書式じゃなくて、学校が指定した共通書式ですよ。その辺りが、協議の内容とはちょっとずれちゃうんですけども、学校によって大幅に違っちゃうということになると、市教育委員会等として対応するときになんかというのが一つ感じたところであります。

多分、その書式というのは時系列でこういうふうに出てきていて、今日の段階に来ているのかというのは、ここにあるように、記録の保管・情報の引継ぎということになれば、言ってみれば、始まって今どこの段階まで来ているかという、その辺りが時系列でできてきているんだろうなと思うんですけども、その辺りがきちんとできていることがやっぱりとても重要なのかなと感じたんです。

向井指導主事 ありがとうございます。

例えば事故報告のようなものであれば、今、共通の書式で学校から報告していただいております。その中に、当然いじめに関係するようなものも、ある程度報告してもらうときにはありますので、そういったものを、使いながらということは考えられるのかなと思います。

小林委員長 ほかにございますか。

梅山委員 梅山です。

質問と、意見というか、含めてなんですけれども、一番下の表の早期発見の中の方針決定の欄の1つ目の星印で「いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等についての判断」というのがあるん

ですけれども、いじめであるというところと、いじめの疑いであるという判断による違いというのは何かあるのでしょうか。

つまりは、判断という段階を設定されている目的が何かというところが気になりました。疑いはもういじめじゃないかという。これはもともとがこうなっているんですか。

小林委員長 この法律だと、被害者が言っていることでは、それを前提として、別にいじめであるかないかじゃなくて、いじめを前提として対応してくださいと、対応の中に組織化もあるでしょうけれども、そういう感じではあるんですよね。

梅山委員 「疑いの状況」というのは何のことを。
きっと今調べていただいているところかと思うんですけれども、一つ懸念したのが、「いじめの疑いの状況」で手続きが止まってしまうんじゃないかというところを心配しまして。

小林委員長 早期対応の段階で判断するということですよ。もちろん重大事態に転じそうか、重大事態であるかどうか、それに発展しそうかという判断は必要だと思うんですけれども、早期対応の段階でいじめかどうかということを、どうなのかな。

加藤指導室長 今ははっきりとできていないところがあるんですが、恐らくですけれども、この星印について、欄外のところに星印のことが書いてあって、東京都教育委員会「いじめ総合対策」に示されているというのが書いてありまして、それを今さらっているんですが、ちょっと該当が見つけられなくてというところですよ。

ただ、おっしゃるように、いじめの疑いの状況であるかというのは、考え得るとしたら、被害のほうに聞けていない場合くらいしかないのかなと。被害の方が、もういじめだと言えば、それは今、法律上、いじめなので、聞けていない場合くらいしか考えられないかなと思いますので、曖昧であれば言葉自体を、いじめの疑いの状況というのを省いてしまってもよろしいのかなと。逆に混乱を、出典はどこにせよ、見た方が混乱するようではあまりよくはないかなと思いますので、疑いの状況であるかというのを削除してしまってもいいかなというふうには、今考えております。

坂井副委員長 「等」というのは、いじめ、いじめの疑い「等」という、もう一個何かあるんですかね。ちょっとこれは。

浅香委員 いろんな段階があるということなんですか、これは。

加藤指導室長 恐らく、東京都で言えばふれあい月間のような、子供たちがみんなわーっと書くものがありますけれども、小学校の低学年とかであるとよくあるのが、何かしらは書いてあるんですけれども、もはやいじめの疑いとも思われまいであろうというものも結構書いてあったりするんで、そのようなことが含まれるのかなというふうには思ったりしますが。

坂井副委員長 解決する必要があるというふうな判断になる可能性のある状況という意味ですか。

加藤指導室長 そういうアンケートの場合、第三者が見て、そういう場面を見たことがありますかみたいな質問もあったりして、非常に曖昧なものとか、そういうものも含まれることがあるのは確かです。そういう意味で「等」という広い形にしてあるのかなと。

とにかく、例えば記載のあるものについては判断を加えていくというんでしょうか、ほったらかしにしないでというイメージは持ちましたが。

坂井副委員長 どっちか決めるんじゃないかと。そういうことか。

加藤指導室長 アンケートにいろいろ書かれてあるのを、これは「いじめ対策委員会による」なので、個人で判断、処理してしまうのではなくて、もう明らかに、うん？ というものも含めてということなのかなというふうには思っておりましたが、ただ、今のお話は、これを読んだ方にはなかなか伝わらないとすれば、先ほども言いましたけれども、取ってしまうのも一つかなとは思いました。

梅山委員 いじめであるかというよりかは、いじめ対策委員会で取り扱うべきかどうかを判断するというのでしょうか。

加藤指導室長 組織で判断しなさいよと、平たく言ってしまうと、そういう意味合いかなというふうに思っておりました。

梅山委員 対策委員会による対象事案であるか否かの判断みたいなところだったんですか。

浅香委員 対象か対象じゃないかを判断するということがどうやってできる。

加藤指導室長 そこも含まれるかもしれないですね。
上の段階で、事実確認や情報収集というのを行っていますので、それを基に組織で判断をきちんとしなさいという、本当にシンプルに言ってしまうと、そういうイメージで考えておりました。もちろん今後の対応をこうしていきましょうというのもありますけれども、そもそもこれは、どうもいじめがあったというわけではなさそうだということも含めて、この対策委員会で集まった情報を基に判断しなさいと。

浅香委員 状況把握ということ。

加藤指導室長 難しいですかね。

坂井副委員長 その前提として、事実確認と情報収集がなされた上での話ですよ。方針決定なんだから。そうすると、その上で。

加藤指導室長 上から順番に早期対応も来ていると思うんですが、発見をして、事実確認・情報収集をしてからということになるので、集まった情報を基に、そもそもいじめではない場合もあり得ることも可能性の一つとして含んで、こういう表現になっているから、いずれにしても組織できちんと集まった情報を基に今後のことを考えなさいよと。

浅香委員 診断するみたいな感じですか。我々の……。

加藤指導室長 イメージとしては診断するに近いかなと。

浅香委員 治療方針を決めるためには診断をつけなきゃいけないくて、ステージ幾つみたいなことまで考えながらというのをみんなで話し合いますよということ。

加藤指導室長 組織対応というのが非常に重点になっているかと思うんです。

浅香委員 話し合うんですね。

加藤指導室長 はい。

浅香委員 なかなか自分では取りづらいですね。

加藤指導室長 何か根本的に表現の在り方を変えたほうがよさそうですかね。そんな気がしてまいりました。

小林委員長 何と言ったらいいのか分からないですけども。

坂井副委員長 何と言ったらいいかがちょっと……。

加藤指導室長 私のお伝えしたような意味合いで御理解いただけるのであれば、何かそれを表すような言葉を練り上げてみたいかなと思います。

浅香委員 厳しいんだね。

坂井副委員長 流れとしては必要なプロセスの一つかなとは思っています。

小林委員長 いかがでしょうか。

いわゆるいじめが関連して自殺してしまった判例ばかりば一つと、読んでいるうちに気持ち悪くなったんですけども、それを読んでいると、学校いじめ対策委員会の最初の調査がどうだったかがすごく、最初のうちは、裁判にもなると思います、これは、調べられると。どっちに転んでも駄目ですよ。分かっていますけども駄目だし、分かっていたなら何をしたのという話になるので。結果論ではあるんですが。

坂井副委員長 そうなんですけれども。結果論からしか言えないです。

小林委員長 非常に厳しい目が向けられるのは僕ですという。

坂井副委員長 おっしゃるとおりでございます。

浅香委員 すみません。質問してもいいですか。

小林委員長 どうぞ。

浅香委員 浅香です。

早期対応の発見から方針決定の段階までに、大体イメージとしては時間的にどのぐらい、数日とか数時間とか。保護者へ報告するのは方針決定してから。

加藤指導室長 指導室長です。

明確には言えないと思いますが、やっぱり数日という可能性が高いかなと思います。子供たちへの聞き取りアンケートとなった場合には、数時間というのはなかなかイメージとしては難しいのかなというふうに思いますし、あと、保護者への報告のタイミングとしては、方針決定というよりは、一定の事実が把握できたとき、タイミングというのが通例かなと思います。

浅香委員 情報収集するとき、その段階で保護者さんにとということもある…。これはあくまで学校の中だけで情報収集と。保護者の参加がどういう。

加藤指導室長 保護者の方に事実確認的にするというのは、あまり考えづらいかなど。ということは、保護者の方がそのいじめについて事前にもう分かっていたけれども学校に伝えていないという状況になってしましまして、恐らく発見してから事実確認をした結果を保護者の方にお伝えするというのが一般的というか、学校が取っている基本的な対応かなと思いますので、ある程度事実が分からないうちに保護者の方から御連絡をいただくということもあると思うんですが、

その場合にはきちんと事実を確認した上で御報告をしますというように対応することが、まず基本になるかと思います。それはなるべく早くというのはもちろんですが、場合によってアンケート等が必要だとか、子どもたちへの聴取のようなものが必要だとなると、やはり数日間を要するかなというところかと思います。

浅香委員 ありがとうございます。全体的に速やかに対応すべきことではなる。

加藤指導室長 そうですね。

小林委員長 ほかにいかがでしょうか。
これについては以上でよろしいでしょうか。
では、最後に4点目です。家庭、市民の役割ということです。
事務局から説明をお願いいたします。

加藤指導室長 冒頭にもお伝えしたところではありますが、前回の委員会の協議において、いじめ防止は子どもたちに関わる全ての人々が取り組む課題としていながら、方針の内容が学校と教育委員会の取組がほとんどを占めているというところもありました。そこで、家庭や地域、先ほど御協議いただきましたが、子どもたち自身の取組ということも考えていく必要があるという旨が話題になったかと思います。その点を踏まえまして、委員の皆様から御意見を伺いたいと存じます。
詳細につきましては担当指導主事より説明をいたします。

向井指導主事 指導主事です。
前回の協議の中でも、子どもたちを取り巻く大人たちが関わっていく必要があるという議論の中で、保護者や家庭の役割、地域・市民の役割について話題となりました。

教育長からも、学校、家庭、地域と連携するとしながらも、学校と教育委員会の取組が中心となっているという話がありました。

いじめ防止基本方針の項目等を大幅に変更することは難しいところではありますが、基本方針策定の意義の中で、家庭や市民の役割、取組をより明確に示すことができないかと考えております。

委員の皆様から御意見を伺えればと思っております。

説明は以上となります。

小林委員長

ということです。

協議に入りたいと思います。

入れるとしたら、まず、基本方針策定の意義あたりでも1か所、「子どもと共に」という、さっきつけ加えられましたけれども、ここでもうちょっと訴えたらいいのではというのは、この辺りに入れ込むことができるのかなど。ほかの学校が、学校関係者がという、もちろん教育委員会のほうがとかということもありますけれども、基本方針策定の意義というあたりのところに何かを加えていくのか、あるいは「教育委員会は」というところを加える必要があるのかという、その辺、目を通していただいてということになります。

梅山委員

梅山です。

1の基本方針策定の意義のところに入れ込めればいいなというふうに思いまして、3段落目「子どもを取り巻く大人たちが」の段落と、4段落目の「以上のことを踏まえ」の間に、学校、家庭、市民の責務を短文で入れ込むというイメージを持ちました。なぜかという、3段落目の「子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし」という言葉がここにあるんですけども、この「それぞれの責務」というのを次の段落で端的に示すことができたらいいいのではないかと。それを意義の中で示すことによって、学校、家庭、市民それぞれの役割というところを全面に押し出すというか、確認することができるのではないかとこのように考えました。

そのときに、責務だけではなくて、できることというふうに私は表現したいという思いもあるんですけども、例えば学校については人権といじめの理解というあたりで、加えて、小金井市の基本方針の特徴として打ち出してくださる、「意見をもち、表明でき、尊重できる学校」づくりというところ、人権、いじめの理解と、この意見表明権に関する2つを提示していただいて、同じく家庭の中でも人権、いじめの理解と意見表明権保障というところが提示できるのではないかとこのように考えて、市民の位置づけとしては、それらの学校、家庭の取組を支える、あるいは学校や家庭とともに子どもたちがそのように生活できることを支えるというか、協力するみたいな位置づけで展開できるとよいかというふうに考えました。

以上です。

小林委員長 できることという。家庭の責務と言われたらね。

梅山委員 そうなんです。できることのほうがいいです。

小林委員長 「責務」を入れるかどうかは別ですけれども、責務を説明すればいいんですかね。

梅山委員 それを受ける形で次の段落に入れられるといいなと思いました。そうすると、その下の「以上のことを踏まえ」の中の3行目の「学校、家庭、市民、その他の関係機関が相互に連携し」というのが分かりやすくなるのではないかなと思いました。

小林委員長 学校は、人権と、児童等の意見表明が尊重されることですよと。

梅山委員 家庭の中でも同じだと思うんです。人権、いじめの理解と、その土台となる意見表明権保障というのを家庭教育の中でも。

小林委員長 市民、人権か。

梅山委員 そうですよ。市民は学校や家庭の取組を支える存在だろうな、学校にも地域の方が入ってくださるでしょうし。

小林委員長 つまりこうですよ、その下のね。子どもたちが共に、互いに協力し合うと言っている、できるように、そういうことができるまちをつくる、「人権を尊重し合う温かい人間関係」ですから、これは親子関係とか家族関係とかというのもそうであるといいですねということですよ。

梅山委員 「社会を実現する」ために学校ができること、家庭ができること、市民ができることというので入れ込めるといいなと思うところです。

小林委員長 「学校、家庭、市民ができることとして」と、最初にまとめて、

「子どもの人権を尊重し」があって、「学校、家庭ができることとして」と、範囲を狭めて「できることとして」という意見表明の関係ですね。この部分、取っちゃいたいんですけども。

先ほどの部分ですよ、自分で意見を持ち、児童生徒が表明でき、互いに尊重できる……。「できるよう」、最後、難しい。「できるようになることを願い」とさせて、実現できるかどうか分からないけれども、そうあってほしいと思ったら、「そうあることを願い」、市民はどうでしょうという、市民は……。いずれも共通は学校、家庭を含んで、一番いろいろやることがあるのは学校ですので、学校は、一個分からない、いじめ防止基本方針の実現を目指すという、何か手前味噌過ぎませんか。入れるならばそういうことだと思いますけれども。学校、教育委員会、学校、行政とか……。

いかがでしょう。難しいですよ。

梅山委員 考え出すと。

今城委員 学校、家庭、市民ができること、それぞれ、前にも言われていたように、学校ではこういうこと、家庭はこういうこと、市民はこういうことと書くと、きっとあれが抜けている、これが抜けていると、かなりこのボリュームが出てきちゃうのかなと思います。だからすごく難しい。それを簡単にまとめるというのはなかなか難しいですよ。ここは意義ですから、恐らく学校は何をするべきかとか、家庭は何をするべきか、その後の2番以降に出てくるわけですから、ここは本当に簡単に、今、入る場所以上のところの前ですよ。そこに、まとまりませんけれども、例えば学校、家庭、市民ができることですよ。これを明確にして、人権尊重とか、いじめ撲滅というのをとにかく保障しなければならないんだぐらいに、本当にまとめないと相当な分量になっちゃうのかなという感じがしました。

梅山委員 あとは、意見表明権も特徴的なところなので入れていただければいいなと思います。

小林委員長 例えばで、必要なこと、重要だと思うものを2つか3つにして、どこに入れるか分かりませんが、「夢と希望をもって健やか

に育つことができる社会を実現する」までかな、分からないですけども、一応は書いてあるんですね、「人権を尊重し合う温かい人間関係」ということがあるんですけども、学校、家庭、市民は、それぞれの責務という言葉に言い換えるわけですけども、この場合、それぞれの立場ですよね、できることを意識して、先ほど先生が言われたのは、いじめ撲滅の何と言いましたっけ。

今城委員 いじめ撲滅を、何と言いましたっけ。思いつきで言っているから。

小林委員長 人権尊重と、まずはできることを明確に意識する必要があるという、「いじめ問題の克服」とか言っちゃうと力が入り過ぎている気がするんですけども、「撲滅」もそうですね、「いじめの防止に向けて」か、「それぞれができることを意識する」で、「例えば」と入れるか、何を意識するのかというのが、例えば何とか何とかを意識するという、表明して、歩いていきなさいみたいな感じですかね。その直前が「歩いていく」だから、直前の文章が長いから。「意義」なんだから、格調高く書いてあるのがね。そうですね。宣言ではないから「つくりたいと思う」じゃないからね。

坂井副委員長 そうですね、実現の。それぞれの役割を意識して、その役割というのが、学校はこう、家庭はこう、市民はこう。市民も「責務」なんですかね、やっぱり。

小林委員長 「責務」って重いよね。

坂井副委員長 市民に課せられているという、素朴な小金井市民の方たちに思われなにかと思いますけれども、どうですか。

梅山委員 「役割を果たす」とかだったら駄目ですか。

坂井副委員長 「役割」という言葉はいいですよ。

梅山委員 「責務」じゃないと駄目なのかな。「それぞれの役割を果たし」…
…。

坂井副委員長 「役割」だといいい感じはしますけれども、その「役割」の具体例が難しいですね、どこに入れるかというのは。

小林委員長 いじめ防止のために、それぞれができることを意識する必要があるという、「役割」という言葉を使うとして。「それぞれの役割を意識し、それぞれがいじめ防止のためにできることを意識する」という文章は入れられると思うんですよね。それは入れられると思うんです。

坂井副委員長 そこは入れられて、具体的な意識すべき役割というのを入れ込むとすると、具体的なものは第4項以降であるから、繰り返します…。

小林委員長 その「役割」が入った後、「共に、お互いに協力し合う」という文章が続いてくるようにできたらいいですね。
どうぞ。

加藤指導室長 なかなか難しいところをお願いしているなと思います。
ここで話しすべきことなのかという、ちょっと迷いがありますが、やはりいじめのことで学校現場を考えたときに、一つ、今、我々が直接見聞きしている中で感じるのは、やはり保護者、家庭同士が協力というよりは対立してしまったりとかすることが非常に目立つようになってきたというのは日々実感として増えてきているように思うのが一つ懸念となります。なので、被害、加害が対立してしまうとか、そういったことが非常に心配だなと。いじめを防止していくとか、そういうことにおいて、逆に難しさを生んでしまっている状況があるかなというふうなことが、一点、思いとしてはありました。

やはり、どうしても市民というか、地域というか、起きたときに、仮にそれが地域の中で起きたことであっても、解決は学校ということが非常に色濃く感じられることがあります。学校外で活動している中で起こり得たことが、そこで起こり得た状況が、なかなか学校としては詳細が把握できなかつたりとか、後から聞いたことであるとか、そういう場合であっても、解決は学校というようなことで、非常に学校自体が苦慮するということが実際には起きていると

ころがあります。

そこら辺が、何か家庭や市民というところも、一定、主体性を持っていると言うと言い過ぎなのかもしれませんが、関わりを意識してほしいなというようなことは、私も前回の教育長の意見というのを聞いたときに、自分の中でも思ったところです。

今、御意見を伺っている中で、やはりできることをそれぞれが意識するというのはすごく大事なことなのかなというふうに思って伺いました。詳細をなかなかここに書き連ねるわけには当然いかないので、それぞれができることを意識していくという部分を、何かしら梅山委員からいただいたあたりの部分に入れ込んでいくことが一つかなと思っております。

もし何かこういう言葉がとかがあれば今いただいて、次回までに少し文を練り上げたいなと思っています。

小林委員長

加害、被害になるということ、何が足りないのかと思ったら、相手の立場に共感するということですよ、平たく言葉でいうと。互いの立場を理解して、共感までいかななくてもいいけれども、共に歩んでいこうとするという、それが足りないよなというお話だった気がするんです。

ちょっと思い出して、学校の先生が、こういう保護者会ができたらいよいよねという、その前提としては、前年度いじめがなかった最初の学期の保護者会で、こういうのができたらいよいよねと、親御さんをグループにしてみても、事例を3つ用意してみても、最初の事例は被害者になりましたというのでグループディスカッションしてもらった場合というのは意見がいっぱい出ますよね。次は、加害者の親になっちゃいましたと、じゃ、どうしますかというのをやって、最後は傍観者、ほかの親から聞いたんですけれどもという、うちの子、何も言ってくれなくて、何も知らなかったですと、そのときどうしますか。だから、その意見を最初に出した後、だんだん意見が輻輳的に出てくると見えている世界が全然違ってくるという。だって、どの立場になるか分からないわけですから。でも、何か被害者になったことばかり考えている、そういう保護者会ができるといいですねという話をしていることがあって、そういう事例を用意したことがあるんですけれども。何かそういうことができるといいんでしょうね。

それぞれの立場でできることを考えるとといっても、今でいえば、発想としては、被害者の親となったときとかのことを考えるということでもいいんですけども、それは困ったことだからそうなんですけれども、加害者の親のほうもやりますけれども、本当は。それだけではなくて、うちの子、何をやっていただろうということもあるわけですよ。親の立場を一つ考えても。そういう立場の、そういう感覚でいるんだなど、加害の人はこことここがあるんだなど分かっているだけでも関わり方が違ってくると思うんですよ。

どうぞ。

浅香委員 浅香ですけども、先ほどの加藤室長のお話を聞いて、何かいいワードがないかという話で、私は簡単な言葉だけでもいいなと思ったのは、以前いただいたけれども、87ページの一番上に書いてある、いじめ防止の取組を推進するためにはというところで、学校、児童、生徒、家庭、地域、関係機関と同じ目的を見据え、協働してという言葉があるんですね。この「協働して」というのがニュアンス的に近いのかなと、それぞれの役割を果たすことが大切ですよ、ちょっと柔らかい言い方でよろしいのかなと。

小林委員長 協力して、働くですか。

浅香委員 協力の「協」に働く、働きましょうみたいなのがいいなと思いました。

小林委員長 役割によって違ってやるような、そこを意識しましょうのほうがいい気もしますね。この文章の下にもつけられるような、それだと。こういうことを目指しますよという、そのため、それぞれのできることを考えましょう、その際にお互いが手を差し伸べ合って協働していきましょうねと、意識していきましょうという、それがあって「以上のことを踏まえ」と続くような気がしますがね。

坂井副委員長 「責務」という言葉を使わないのであれば、学校、家庭、市民と特段並列して書いても違和感はないので、そういう意味では「意識」、「協働」というキーワード、いいかなと思っています。

小林委員長 想定外にできてきて、うまくいきそうな感じになった。

加藤指導室長 ありがとうございます。

小林委員長 早く終わっていいのかしら。いいんですよね。
ということで、では、以上でよろしいでしょうか。

梅山委員 1点だけ追加でいいですか。

小林委員長 どうぞ。

梅山委員 さっきの「保護者」、「家庭」の用語問題なんですけれども、新旧対照表の8ページの(3)のア、相談体制の整備と周知というところで、「児童等及び保護者が」、「相談できる窓口を確保し」になっているんですが、さっきの今城先生のお話を伺っていても、祖父母の方が相談する場合というのも結構出てきているんじゃないかなというふうにイメージをすることで、あるいは児童のお姉ちゃん、お兄ちゃんとかという兄弟もあるかもしれないんですけれども、「児童等及び家庭が」、ここを「家庭」に広げてもいいのかなというふうに思いました。「保護者」に限らず、「家庭が面接、電話、メールなど、多様な方法による相談ができる」というところで、これはたしか新教育委員会における取組の範囲だったと思うので、家庭に広げていただいてもよいかなというふうに考えました。
以上です。

小林委員長 あともう一つ、その下側は確実に「家庭」にしないと逆にいけないかなと思ったのは、「教育委員会以外の相談機関の相談体制や連絡」ということについては「児童等、家庭及び市民」と、保護者というとそこで加わっている感じが、少なくとも、上の行は「教育相談」なので、教育相談は保護者のというのが一応前提なので、あり得るのかもしれないんですけれども、下側が家庭……。

梅山委員 先生、今、私が見失ってしまいました。先生が言ってくさっているのは……。

小林委員長 今のアのところ。

梅山委員 アのところの。

小林委員長 後ろ側です。「教育委員会以外の相談機関」、例えば児童相談所は子供の相談ならどなたでも、他人でもというのがあれなので、そこは家庭でないといけないかなという気がしたんですが、上が「教育委員会が」といったときに、教育相談を意識すると保護者が前提と。

梅山委員 なるほど。これが教育相談……。

小林委員長 いや、そうかどうか分からないです。そういうものを広げて、ほかにありますよというんだったら、やっぱり「家庭」がいいなだと思んです。

梅山委員 なるほど。

小林委員長 ということなんです。

教育相談の歴史は、学校の先生が保護者の相談というので始めたのが事の成り立ちなので。子家センもそうですし、僕はNHKのラジオで「子どものこころ相談」というのを2年以上やっていたんですけども、そのときに、おばあちゃんばかりでしたね。親からは来ない、おばあちゃん、たまにおじいちゃん、保護者はめったに来ないという。その時間帯、昼間の時間にやっていたから、お母さんたちは忙しくて。おばあちゃんが我が娘の心配をしているという、母親の心配をしているという、孫への接し方についてというのが多かったです。

浅香委員 分かります。

最近、診察室で、思春期の子たち、不登校とか、来るときも、お母さんじゃないことも多いです。おばあちゃんが連れてくる。お母さんは仕事ですから。せめて初回だけはお母さんかお父さんでとは言うんだけど、おばあちゃん。おばあちゃんはずごく頑張り屋だけれども、おばあちゃんもやっぱり年齢も年齢だから。

小林委員長 最近のおばあちゃんは若いですけどね。

浅香委員 待っているおばあちゃんも……。

今城委員 お母さんかおばあちゃんか分からない方、いっぱいいますからね。若いです。

坂井副委員長 子どもが若いから、その分、自分が年とって。

浅香委員 最近感じますね。

坂井副委員長 今のお話を前提にすると、先ほどの（3）アの部分、「家庭」にしたほうが通っている気がしますね、一本筋が。

今城委員 どうなんですかね、教育委員会として、一見。文言の使い方ですけども、「児童等及び保護者が面接、電話、メール」と、ちょっと難しいですよ。だから、「家庭」というふうにしちゃっていいのか、学校が行う教育相談は、やっぱり親権者がメインになるのかなと感じはするはするんだけど、でも、現実問題としてみれば、やっぱり保護者を無視することはできないんだけど、実際に相談に来るのはおじいちゃん、おばあちゃんというのはあり得ますよね。どうでしょうかね、分からないな。

浅香委員 保護者代理という意識なんだと思います。

今城委員 そうなんです。だけど、あくまでも保護者の意向がメインですから、保護者の意向を無視して、おじいちゃん、おばあちゃんがしゃしゃり出るといったときに気をつけないと、保護者はそんなつもりはないと、保護者からクレームが来る場合があるんです。だから、保護者にはきちんとやっぱりそこには関わっててもらわないと、だからそこは難しいですよ。どういうふうに言葉を使うかというのは。

梅山委員 この「通報」というのは、教育委員会に通報する制度を新たにつくられるんですか。既に。

小林委員長 どこ。

梅山委員 8ページ(3)のアですけれども、その3行目に「いじめに関する通報及び相談」というふうにかかれているんですが、これは既にある体制というか、制度なのか、新たに設けられるところなのかということと、相談体制の相談が、先生方が言ってくださっている教育相談を指すのか否かということも教えていただけると助かります。

加藤指導室長 指導室長です。

この体制は新たに何か新しいものを生み出すということではなく、やはりそういう体制を今も持っているんですけれども、しっかりと整備しておくということです。それを指すものかというふうに思っています。

今城委員からもあったとおり、非常に難しいなと私も思っていました。やっぱり一義的にいうところで保護者というイメージを、基本的には保護者の方に直接子どもたちというのがありますけれども、保護者の方というのが第一位かなというイメージが、ここで「保護者」というふうにかかれている理由かなと思いますし、現実的なところでいうと、保護者の方と、先ほどちらっと出ましたけれども、祖父母の方と見解がそもそも違っているということもあつたりします。それが逆に混乱を招く、現実的にはありますので、なかなか、だからといって家族の方を排除するわけではないので難しいなと思いましたが、第一位としては保護者というのが、特に学校とか教育相談においては強いかなというところは、我々もイメージは持ちますので、そこでやっぱり対象として、今、「保護者が」という書き方にはさせていただいています。

保護者が状況はある程度理解をしておいていただきたいというのはもちろんかなと思いますので、保護者が知らぬ間ということでもあまりよろしくない話かなとは思ったりします。

すみません。まとまらないんですが。

梅山委員 ありがとうございます。

小林委員長 通報ですね。家庭裁判所が虐待などで通報という、いじめではどうなのかなという。しかも教育委員会側というか、教育相談のほう

で書いてある。

ツイッターで、木村草太さんというのがいますけれども、法的にはどうなんだというのはディスカッションしたみたいですが、でも、難しいですよという。いじめはいじめの関連があるから、それから、虐待は親と子の、親権者があって、それから、いわゆる障害者の保護という意味では虐待防止、でも、先生が子供を虐待したというのは、そうは言えない、そういう法律はないという。体罰は禁止なんだけれども、法でということはちょっと。虐待という面は持っているけれども、先生がいじめたという、これはいじめの法律では備わっていて、そういうので、そこは抜け穴なんですと話をしていました。先生も……。

坂井副委員長 相談窓口を限定しないといけないですかね、もちろん。私が前にやった事件だと、ちょっと事情があって、その子と暮らしていらっしゃる方でという事案もあるから、そこの第一義的な窓口を保護者に限定してしまうと、受け付けますとはおっしゃるけれども、これがまた指針になるのであれば「家庭」としてもいいのかなと思ってはいたりします。御検討いただければ。

小林委員長 それでいいと思いますけれども、いじめは通報でいい気はしますけれども。うちの子、いじめられているんですという。通報のつもりで連絡してくる場合もあるでしょうから。

坂井副委員長 通報だと別に限定は。通報の場合は限定ないですものね。

加藤指導室長 そうですね。

坂井副委員長 相談みたいな形だと、そういう窓口が限定されている。通報ですと言えばいいんですかね。

加藤指導室長 限定するというようなニュアンスは持ってはいないところではあるんですが、ただ、やはりそういうふう印象を受けられるのであれば、やっぱりここは広く取っておくべきかなというふうには、今、思います。

小林委員長

よろしいでしょうか。

主に最後の3点ありましたけれども、基本方針策定の意義の中でどういうふうに市民や保護者のことについての認識の話合いが進んだと思います。これらを踏まえ、パブリックコメントに向けた案の作成をお願いいたします。また、今後のいじめ防止等のための対策の推進に向けて、教育委員会さんにはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

では、以上で令和5年度第2回小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —